

Adam von Trott zu Solz, Hegels Staatsphilosophie und das Internationale Recht, 1932.

山内, 次雄
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16234>

出版情報：法政研究. 4 (2), pp.315-322, 1934-03-05. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



アダム・トロット

『ヘーゲルの國家哲學と國際法』

山内次雄

古典的理論の研究は國際法學に於ける最近の一傾向である。通説は既に或る行詰りに達した。學者はその行詰りの打開と新しい建設的理論の構成の爲めに、或は通説の折衷的補足的修正に、或は新たな方法に依る理論構成に、種々なる試みを企てゝゐる。しかし學者の多くはその對象を目の前に與へられたものに限つて、通説をその全體性に於て把握しやうとしない。全體性に於て把握するとは通説を一の理論體系として、即ち意識形態として把握し、その發展過程、完成の過程に於て把握することである。即ち學說史的意義を把握することである。現代の國際法學、特に我國に於ける國際法學に於ける最も重大なる缺陷は實にこの學說史的研究の除去にある。學說史的研究は古典的理論の復活を齎らす。しかしそれは決して古き理論の現代への單なる移植ではない、又あつてはならない。それは古き理論に對する新しき意味付けであり、いはゞ再生産であり、新しき理論の誕生である。又學說史的研究は他の一方に於て通説の否定を齎らす。しかしそれは決して單なる否定ではなくして、より高き

ものへの止揚である。止揚は決して抹殺ではない。それは通説の學說史的再吟味であり、學說史的意味付けであり、更に學說史的綜合である。かくて新しき理論は學說史的綜合として生れなければならぬ。即ちそこに於ては古典的理論の再生産と現存理論の止揚とが行はれる。

こゝに採上げられる Dr. Adam von Troitz zu Solz; "Hegels Staatsphilosophie und das internationale Recht" Göttingen 1932. (Abhandlungen aus dem Seminar für Völkerrecht und Diplomatie an der Universität Göttingen, Heft 6) は、かゝる學說史的研究の一として意義をもつ。現代の法律學はその哲學的基礎を一般に觀念論に置いてゐる。一見他の部門とは異なる發展過程を採つた様に見える所の國際法もその基礎概念を國法學上のそれから援用してゐる限りに於て觀念論哲學との密接なる關係を無視することは出来ない。多くの教科書中に採上げられた學說史はこの觀念論の功績を没却してゐる。カント及ヘーゲルに於る法に對する意味付けは國際法存在の權利根據を確定するに充分なる功績を有するものと云はねばならぬ。この觀念論哲學と國際法學との關聯を無視したる學說史は要するに概念の歴史に外ならず、學說史の任務たる『綜合』即ち全體性的把握を忘れたるものと云はねばならない。この事は現代の國際法學の通説が、概念的的研究、即ち折衷、補足、修正に没頭して、理論の體系的反省を忘れてゐることを如實に示めすものに他ならない。トロットのこの研究はクラウスのカントに關する研究 (H. Kraus; "Das Problem der internationalen Ordnung bei Immanuel Kant" 1930) と共に、その動機、その體系的意味付けは如何様ともあれ、國際法學說史のこの缺陷を補足するものとして、過重に評價さるべきも

のであらう。

トロットはこの著書の序論に於て本論の意圖と構成に就て述べてゐる。ヘーゲルの國際法論は通常國際法を否定するものと見られてゐる。しかし當時既に Arnold Ruge (*Kritik des gegenwärtigen Staats- und Völkerrechts. Hallesche Jahrbücher 1840, III*) の如きはヘーゲルの哲學との關聯に於て國際法の承認を要求してゐる。この外見上のヘーゲルの國際法論の二面性は、現存する二個の相對立する傾向を綜合する彼自身の世界觀の本質の齎す所のものである。従つてヘーゲルの國際法論は彼の理論の哲學的總體性から出發するにあらずんば理解することは出来ない。かくてこの研究は二つの主要なる部分に分たれる。第一部に於ては、ヘーゲル独自の立場が彼の哲學の全關聯から引出される。その爲めには當面の問題はヘーゲルの國家論の體系的基礎から發展せしめられる。

こゝに於ては彼の思辨的辯證法的方法との嚴密なる關聯に於て我々の問題に本質的なるものを把握することが必要である。しかしながらこの問題はヘーゲルの學的地位がその方法的及内容的意義に従つて明かにされて後に初めて許さるべきである。何となれば國家の國際的關係を如何に規定しても、我々が、この哲學に於て國家とは元來何を意味してゐるか、を知らない間は、全く無意味であり、又豫め倫理、法、意志、思惟等に關するヘーゲルの概念を知らずしては、この問題に答へることも出来ないであらう。乍併これだけでは尙任務を果したとは云へない。何となれば、ヘーゲルの立場を發展せしめたゞけでは、彼の主張が何を意味してゐるか、又如何なる範圍に於て歴史性を超越した妥當を要求してゐるか、を一義的に説明することは出来ないからである。かくして第

二部に於てはヘーゲルの結論の體系的聯關の認識を前提として、現在に於ても妥當する所のその實踐的意味の問題が提起される。第一部に於ては我々の問題に對するヘーゲルの立場を嚴密にヘーゲルの立場から説明したのに對して、第二部に於ては同じ對象に關聯して『我々は何をなすべきか?』を問題として採上げる。この二個の部分は、トロットにとつては、不可分のものである。この第二部なくしては第一部は單なる註釋書の價値しか有たないだらうし、又ヘーゲルの見解の體系的發展なくしては第二部は全くの伽咄に終るであらう。この兩者は相俟つて初めてヘーゲルの理論に對して新たなる現代的意義が賦與されるのである。

トロットは本書の構成とその意圖を敘述した後にヘーゲルの理論をカントのそれと比較してゐる。『カントに於ては實踐理性の全體系を支配し、あらゆる關係に於て無制限に主張さるゝ所の原理が國際法をも亦一の倫理的義務として認むるのに反して、ヘーゲルに於ては倫理的義務は原則として具體的内容的に決定される生活態から初めて發生する。』カントの倫理學の根本原則即ち無上命令は一般的理性原理による意思の規定を要求してゐる。批判哲學の意味に於ける理性は、その體系の構成のために、經驗世界を通じて對立するあらゆる關係と偶然性の排除を要求する。實踐哲學の領域に於ても普遍妥當性は規定原理である。この點にかの『純粹實踐理性の原則』の本質があるし、更に又道徳性と合法性とによつて本質的に區別さるゝ自由原則の形式的適用の本質もこゝにある。倫理的自由の領域に於て自然的欲望を內心的に規律するものは道徳であり、外部侵害から保護するものは法律である。個人の權利は神聖である。國家は個人の權利の保護者として單なる一の非常施設に過ぎない。個人が

無法狀態より出で、國家的團體を結成する必要があつたと同様に、國家も亦國際團體を結成しなければならぬ。この國際生活の上には永久平和の理念が立つ。『政治的最高善』として、かくして國際的領域も亦範疇的道德律に依つて把握される、國際法も政治も結局は個人的倫理的原理に支配される。『諸國家間の法としての國際法の最高の任務は自由なる諸國家間の平和狀態を通じて個人の自由を保障することにある。』

ヘーゲルは先づ第一にカントの法と道德との峻別に對して反對してゐる。それは根本原理として立てられた個人の道德的自由に對して忠實ならざるものであるのみならず、更にこれを明白に否定するものである。こゝに於ては自由と必然性、道德的自己制限と法的強制の調和は不可能である。蓋しこの理論の個人主義的出發點には倫理的關係一般の内容的規定性並びに一の全體としての倫理態の觀察が缺けてゐる。この全體は國民の具體的生活が作り出す所の倫理的總體として表はれる。道德としての法はその機能を倫理的總體の中に見出す。この倫理的總體の概念の中にヘーゲルの國家觀の核心がある。同時に又この點に於て既にヘーゲルの國際法觀が根本的に表示されてゐる。倫理的問題、『絶對的倫理の理念』、は一國民（國家）の具體的倫理的現實性の觀察の中に於てのみ認められる。國際法の規制の爲めには私法や道德の見地は無益である。『道德的原理を國際法の先端に立てることは、一の倫理的組織體の理念の全體的喪失に他ならない。何となれば道德的原理も民法の原理も最後のなもの、（即ち國民の）内に存在するのであるから。』かゝる倫理的總體はむしろ他の國民と對立して、自己を維持し主張する根據となるに過ぎない。戰爭はこの個體の維持の爲めに行はれる。『恰も氣流が生ず

ることによつて海洋の新鮮が保たれると同様に、戦争は國民の倫理的健康を保つて、有限的諸規定性の凝固を防ぐ。波濤の常に靜止せる海洋と等しく、安靜の持續せる民族、否更に、永遠の平和に安らう民族ありとせんか、それはたゞ墮落の外なからう。』この點に於て、ヘーゲルの倫理的總體はカントの倫理的命令に對立する。倫理的總體は決して倫理的價值體系の源泉たる一の假設ではなくして、彼の世界觀の形而上學的基礎から發展した生きた現實性である。

以上は序論の概略であるが、しかしこの觀方はトロットの勞作全體を貫ぬく所の基本テーマである。吾々はこの勞作の第一部及第二部の概觀をなす必要を感じる。しかし紙數は既に餘裕を有たない。従つて一應それは割愛しなければならぬ。しかしこの全敘述の中心に流れてゐる所のテーマは實にこのカントの至上命令との比較に於けるヘーゲルの倫理的總體(Sittliche Totalität)の概念に他ならぬ。カントの至上命令が先驗的のものであるに反して、ヘーゲルの倫理は飽くまでも現實性を主張する。倫理は家族——市民社會の過程を経て國家に於て最高の表現をもつが、この國家の法は更に國內法——國際法——世界史の發展過程をもつ。かくて最高の倫理は世界史に於てその完成を見るが、國際法はそれへの過渡段階としての對自的存在として規定される。國際法の指導原理、それはカントに於ては範疇的に規定されたが、ヘーゲルに於ては『國家間の關係から發生する。』即ちカントに於ては自然法的規定であるのに反して、ヘーゲルに於ては契約一般の性質を有つ。

トロットはヘーゲルのこの理論の説明とその實際的適用とを試みんとした。即ち國際法の根據たるべき規定を、

國際生活關係から見出さるべき倫理的總體の中に於て把まうとし、この點に於てヘーゲルの復活を試みたのであつた。この試みの成否は如何ともあれ、この書に依つて吾々が再びカントよりヘーゲルに至るドイツ觀念論の發展を國際法との關係に於て見直す動機を與へられたと云ふことを、感謝すべきであると思ふ。

勿論我々はこの勞作に對して二三の要求がなされるべきことを知つてゐる。例へば、トロットが最も基本的なデスマとして取上げたカントとヘーゲルの比較が單なる比較に止まつてゐることである。彼はヘーゲルをカントの批判哲學の發展として見なかつた。即ち彼はヘーゲルの學說史的地位を見ることを忘れたのである。我々はヘーゲルをカントとの比較に於て見る場合、前者が後者の發展者、完成者であることを忘れてはならない。かゝる學說史的吟味は又、その時代思潮、更にはその背景たる社會機構の歴史的地位の吟味を要求する。即ちカントの時代とヘーゲルの時代との間に如何なる差異があつたかの吟味が一應なされるべきである。こゝに初めてヘーゲルのドイツ觀念論に於ける地位は明かにされるし、又その理論の存在根據、更にはその現代的復活の權利根據をも明かにし得るのである。凡そ學說史的研究の意義はこの點に見出さるべきである。この勞作に於ける學說史的吟味の欠缺から生ずる問題は、トロットの問題の取上げ方が偏狹なものとなつたと云ふことである。それは彼がヘーゲルの理論の中に國際法肯定の理論を發見しやうと試みたがためであるが、彼はヘーゲルの世界史の問題を全然除外してゐる様に見える。本來世界史は精神哲學の結論であり又更にヘーゲルの全哲學體系の結論である。従つてこの世界史の研究なくしてはヘーゲルの法律哲學の研究は——ことに國際法に關する限り——その價值を減少

されること甚だ大であると云はねばならぬ。

ともあれ私はこの勞作に對しては充分なる敬意を表する。國際法學にもドイツ觀念論が問題となり得ることを證明したゞけでもこの勞作は充分なる價値を有すると云へやう。